

岐阜県公報

第 六 百 七 十 三 号
令 和 八 年 三 月 三 十 一 日

(火曜日)

住宅供給公社公告

○公営住宅又は共同施設の管理

(住 宅 課) 一三六

目 次

告 示

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づく 知事が定める医療費指数反映係数等	(国民健康保険課) 一二四 ^ハ
○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課) 一二四
○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等 の指定	(同) 一二五
○指定医療機関の廃止の届出	(同) 一二五
○指定訪問看護事業者等の廃止の届出	(同) 一二五
○指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出	(同) 一二六
○指定介護機関の廃止の届出	(同) 一二六
○指定介護機関の名称等の変更の届出	(同) 一二七
○医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同) 一二七
○道路の区域変更	(道路維持課) 一二七
○道路の供用開始	(同) 一二七
○道路の供用廃止	(同) 一二七
○都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)	(下水道課) 一二三
○指定管理者の指定	(高齢福祉課) 一三三
○指定管理者の指定	(障害福祉課) 一三三
○指定管理者の指定	(子ども家庭課) 一三五
○指定管理者の指定	(男女共同参画推進課) 一三五
○指定管理者の指定の期間の変更	(文化創造課) 一三六

公 示

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

令和八年三月三十一日

告 示

岐阜県告示第百七十七号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号、以下「政令」という。）第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項、第十一条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条の二第三項、第六項及び第七項の規定に基づき、知事が定める医療費指数反映係数等を次のとおり定め、令和八年四月一日から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づく知事が定める医療費指数反映係数等に関する告示（令和七年岐阜県告示第六十一号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 政令第九条第三項に規定する医療費指数反映係数 〇・五
- 二 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数 一・〇五七二四八六三三三四七
- 三 政令第九条第八項に規定する一般納付金基礎額調整係数 一・〇〇〇四三八〇五五六三〇六
- 四 政令第九条第九項に規定する一般納付金被保険者均等割指数 〇・七〇
- 五 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数 一・〇四二四九五八〇四八四七五
- 六 政令第十条第六項に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九八三二六一
- 七 政令第十条第七項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 〇・七〇
- 八 政令第十一条第三項に規定する介護納付金納付金所得係数 一・一一五二八四三八九〇五四二
- 九 政令第十一条第六項に規定する介護納付金納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九九九四七二五

- 十 政令第十一条第七項に規定する介護納付金納付金被保険者均等割指数 〇・七〇
- 十一 政令第十一条の二第三項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金所得係数 一・〇五七二四八六三三三四七
- 十二 政令第十一条の二第六項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九八〇一九八
- 十三 政令第十一条の二第七項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数 〇・七〇

岐阜県告示第百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まっただ整形外科	加茂郡坂祝町大針字尾橋七四八―二	令和 八・ 一・ 三一
公立東濃中部医療センター	土岐市肥田町浅野一〇七八番二〇〇	令和 八・ 二・ 一
ツバメ薬局築捨店	大垣市築捨町五―六九―一	同
V・drug 美濃生薬薬局	美濃市大字生櫛字東河原一六二四―一八〇	令和 八・ 三・ 一
V・drug 西濃厚生病院前薬局	揖斐郡大野町下礪二九三番地一	同

イオン薬局岐阜北方店

本巣郡北方町曲路東三丁目一番一
号 同

岐阜県告示第百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
-------------	---------------------	----------------	-----------------	-----------

一般社団法人 K	羽島郡岐南町三宅	訪問看護ステーション	羽島郡岐南町野中	令和八年三月三十一日
T	八一三三七	訪問看護ステーション	四丁目四七二〇	令和八年三月三十一日
			イエスト協田二〇三	

岐阜県告示第百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大井リハビリテーションセンター	恵那市大井町字神徳一〇〇二番地	令和八年三月三十一日
まつだ整形外科	加茂郡坂祝町大針字尾橋七四八	令和八年三月三十一日
亀山クリニク	高山市名田町三十八	令和八年三月三十一日
岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃中部医療センター	瑞浪市土岐町七六一	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃中部医療センター	土岐市駄知町二二七二五	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃中部医療センター	土岐市土岐津町土岐口七〇三二二	同
山 田 薬 局	瑞浪市陶町猿爪三九〇一六	令和五年十二月二十八日
V・drug 東濃厚生病院前薬局	瑞浪市寺河戸町字落田一〇七八一六	令和八年三月三十一日
アイセイ薬局	大垣市築捨町五十六九一	令和八年三月三十一日
たんぼば薬局 東濃厚生病院店	瑞浪市寺河戸町一〇七八番地の六	同
日本調剤土岐薬局	土岐市土岐津町土岐口七〇三二二	令和八年三月三十一日

岐阜県告示第百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 廃止年月日
岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜市宇佐南四丁目一三番地一号 訪問看護ステーションあゆみ 瑞浪市土岐町七六 令和八年三月三十一日

岐阜県告示第百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称
一般財団法人録三会 美濃加茂市太田町二八二五番地 通所介護 小山デイサービス 令和八年三月三十一日

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 変更年月日

スマイルナッシング株式会社 新 愛知県名古屋市中区葵一丁目一四番一三 訪問看護ステーション美濃加茂 令和八年三月三十一日

岐阜県告示第百八十三号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業所等の名称 居宅介護事業所等の所在地 廃止年月日
美濃加茂市下米田町小山七九一 令和八年三月三十一日

岐阜県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

株式会社ウィーズ

新 大阪府茨木市西駅前町一三―二五
旧 埼玉県北葛飾郡松伏町築比地七九五番地一

居宅療養管理指導

イマオ調剤薬局

海津市平田町今尾七九
九―六

令和 七・ 六・ 一

同

同 同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

岐阜県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

氏 名 施設等々の名称 施設所の所在地又は施術者の住所

指 定
年 月 日

阿 部 京 子 鍼灸あん摩ゆうら
く治療院 瑞浪市松ヶ瀬町四丁目五五番地の二

令 和
八・ 三・ 二

岐阜県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

[illegible]

岐 阜 県 告 示 第 百 八 十 九 号	
前	後
四・七 六・八	六・八 一・八・六
五・四	五・四

岐阜県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備 考
県道	上矢作瀬線	恵那市上矢作町字下川原 四六番九地先から 同 市同 町字同 五〇一番七地先まで 恵那市上矢作町字下川原 四六八一番三地先から 同 市同 町字東畑一 四一六番一地先まで	前 A 後 B	六・〇 二・五・〇 六・二 三・六・七	二六・一 四五・七	A B 及び関係する地区の敷地面積を分ける

岐阜県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備 考
県道	本関線	山県市大字小倉字四日市 沖七六九番三地先から 同 市大字同 字同 七七四番三地先まで	前 後	六・三 二・三 六・三 二・三	三五・六 三五・六	

岐阜県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備 考
県道	中有坪穂線	郡上市八幡町市島字源正 一二九六番一地先から	前	三・七 一・五・〇	八四・六	

同市同町同上中
塚九七五番地先まで

後

二〇・一
三・三

八四・六

岐阜県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 告示年月 日)
一般 国道 三百六十 五号	大垣市上石津町大字下山字下 川原二七〇番一地先から 同 市同 町大字同 字同 一三六九番二地先まで		一三〇・〇	令和 八・三・三	平成 三〇・三・七 岐阜県土木 整備部道路 維持課

岐阜県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 告示年月 日)
県道 上石津 多賀線	大垣市上石津町大字下山字下 川原六一四番地先から 同 市同 町大字同 字大 野二八六五番四地先まで		六七・五	令和 八・三・三	平成 二九・二・二〇 令和 八・三・三

岐阜県告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 告示年月 日)
一般 国道 百五十六 号	高山市莊川町海上字峠道七二 番三地先から 同 市同 町同 字初屋山七 〇五番四地先まで		三五・〇	令和 八・三・三	令和 二・七・三 令和 四・二・三

岐阜県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域 決定又は 変更の 告示 年月日 ほか)
一般 国道 号	四百十八	恵那市上矢作町字下川原四六 八一番三地先から 同 市 同 町字同 一 七〇番二地先まで	一八四・五	令和 八・三・三	令和 八・三・三

岐阜県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域 決定又は 変更の 告示 年月日 ほか)
県道	上月瀬線	恵那市上矢作町字下川原四六 六番九地先から 同 市 同 町字同 五〇 四番四地先まで	二七・四	令和 八・三・三	平成 三〇・九・三

岐阜県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域 決定又は 変更の 告示 年月日 ほか)
県道	本関線	山県市大字小倉字四日市沖七 六九番三地先から 同 市 同 大字同 七 二五番八地先まで	二七・〇	令和 八・三・三	平成 二六・三・九 令和 八・三・三 岐阜県 美山線と 一部重用

岐阜県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江崎 禎英

県道	道の種類
美岐 山卓線	路線名
同市大字同字同 六三番三地先まで 七	区 間
六・八	延長 (メートル)
令和 八・三・三	供用開始 の期日
平成 二六・二・一六	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)

岐阜県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

一般国道	道路の種類
三百六十 五号	路線名
不破郡関ケ原町大字関ケ原字 農海道二六三九番一地先から 同 郡同 町大字同 字 大場二一〇〇番八地先まで	区 間
七・三	延長 (メートル)
令和 八・三・三	供用開始 の期日
令和 四・四・二六	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)

用を廃止するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

県道	道の種類
羽根沢線	路線名
羽根沢市下中町石田字宮東木曾川右岸堤防敷地先（三一八三番一）から	区間
同市同町同字同官有無番地先（愛知県境）まで	延長（メートル）
四八五・〇	供用廃止の期日
令和 八・三・三	備考（区域又は他の決定年月日） 決定の公告は、 変更の公告は、 示す年月日（か）
昭和 三五・二・五	

岐阜県告示第二百一號

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江崎 禎英

- 一 施行者の名称
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大垣都市計画下水道事業 垂井町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成五年十二月二十一日から
令和十三年三月三十一日まで

四 事業地 事業地を表示する図面において表示する。		岐阜県告示第二百二号	
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により大垣都市計画 下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条 第一項の規定により次のとおり告示する。		令和八年三月三十一日	
岐阜県知事 江 崎 禎 英		一 施行者の名称 神戸町	
二 都市計画事業の種類及び名称 大垣都市計画下水道事業 神戸町公共下水道		三 事業施行期間 平成十三年七月十三日から 令和十五年三月三十一日まで	
四 事業地 事業地を表示する図面において表示する。		公 示	
○ 指定管理者の指定 岐阜県立寿楽苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の 二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び 管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。		令和八年三月三十一日	
岐阜県知事 江 崎 禎 英		一 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良二丁目一番一号 社会福祉法人岐阜県福祉事業団 代表者 北川 幹根	
二 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで		○ 指定管理者の指定 岐阜県立飛騨寿楽苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四 条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置 及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。	
令和八年三月三十一日		岐阜県知事 江 崎 禎 英	
一 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良二丁目一番一号 社会福祉法人岐阜県福祉事業団 代表者 北川 幹根		二 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	
○ 指定管理者の指定 岐阜県立陽光園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の 二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び 管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。		令和八年三月三十一日	
岐阜県知事 江 崎 禎 英		岐阜県立飛騨寿楽苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四 条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置 及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。	
令和八年三月三十一日		岐阜県知事 江 崎 禎 英	

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 北川 幹根

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定

岐阜県立三光園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 北川 幹根

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定

岐阜県立サニーヒルズみずなみに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 北川 幹根

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定

岐阜県立幸報苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 北川 幹根

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定

岐阜県立ひまわりの丘に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 北川 幹根

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定

岐阜県立みどり荘に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 北川 幹根

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定

岐阜県立はなの木苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 北川 幹根

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定

岐阜県立白鳩学園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 北川 幹根

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定

岐阜県立千草寮に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団 代表者 北川 幹根 二 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで 。指定管理者の指定の期間の変更 飛驒・世界生活文化センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の期間を変更したので、次のとおり公示する。 令和八年三月三十一日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 一 指定の期間 （変更前）令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで （変更後）令和三年四月一日から令和九年三月三十一日まで 二 変更年月日 令和八年三月二十五日		一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称 岐阜県住宅供給公社 二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称 岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第三条第一項に規定する県営住宅及びその共同施設（ソビア・フラッツ及びその共同施設を除く。） 三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容 岐阜県県営住宅条例第四十九条第二項各号に掲げる権限を行うこと。 四 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	
住宅供給公社公告			
岐阜県住宅供給公社公告第一号 本公社において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十七条第二項の規定により公告する。 令和八年三月三十一日 岐阜県住宅供給公社 理事長 崎 浦 良 典			